

成年年齢引き下げについて

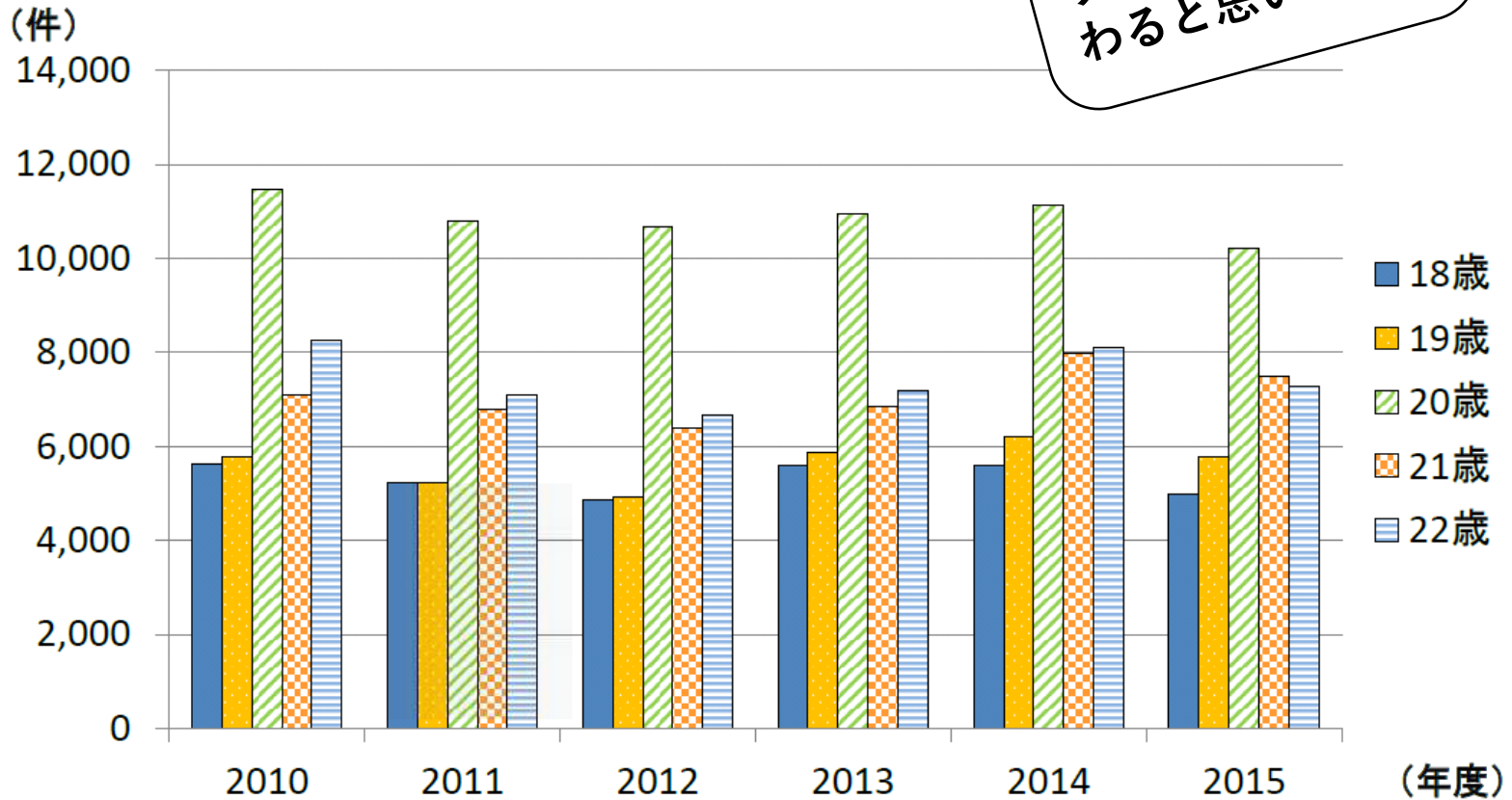
～ 18歳で成年に！

その前に、知っていてほしいこと～

【若者の消費者トラブルの実態】

▽ 年齢別相談件数の推移

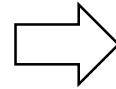
成年年齢が引き下げられると、グラフがどのように変わるとおもいますか



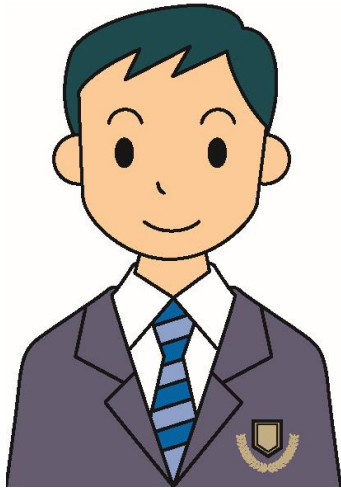
(出典) 国民生活センター「消費生活年報」、成年年齢引下げ
対応検討ワーキング・グループ」提出資料

【18歳と17歳で何がちがうのか？】

民法第4条（改正前）
年齢**20歳**をもって
成年とする

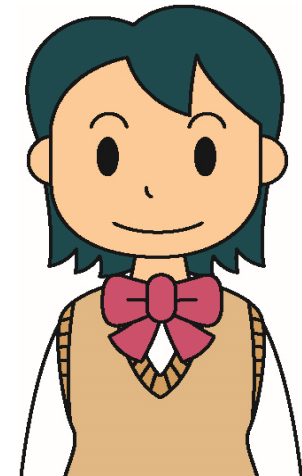


民法第4条（改正後）
年齢**18歳**をもって
成年とする



17歳（未成年）

同じ高校生でも
成年と未成年が
混在する

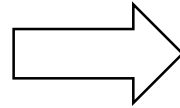


18歳（成年）

成年になると、
今までよりも自由に、
契約が自分ひとりできる。
18歳までに、契約の知恵を
身に着けよう！

【契約自由の原則】

契約をするか、しないか
するなら誰と
どのような内容で

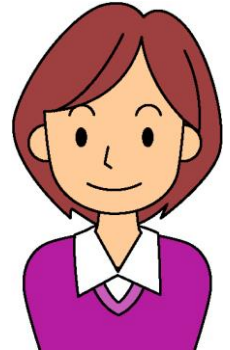
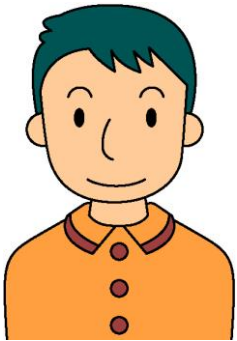


当事者の**自由な意思**
に基づいて、
自由に決めることが
できる

髪をピンク色に染めようと思うんだけど、
どこがいいかな？

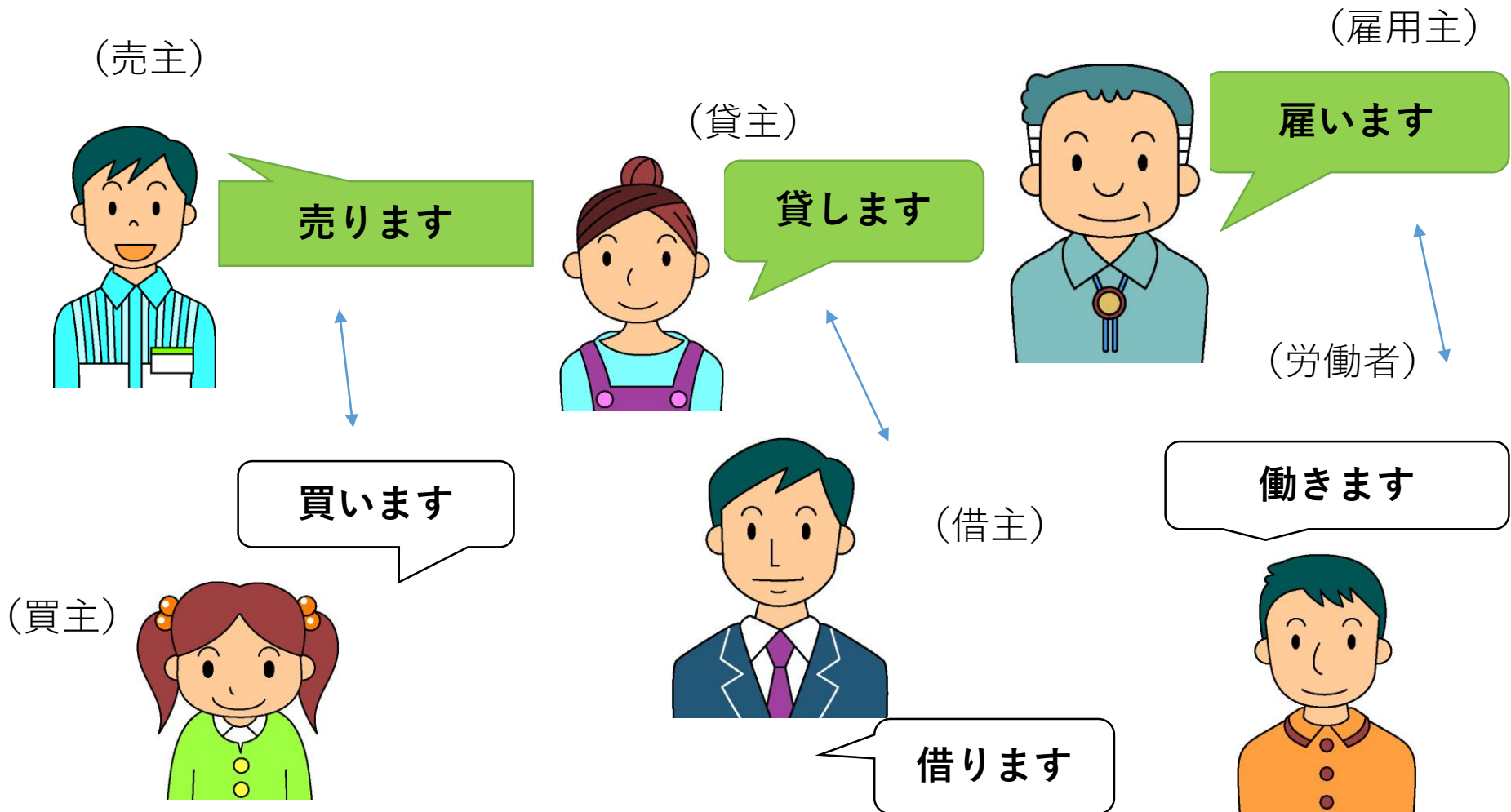
たくさん美容室があるから、サービス内容
や料金などを比較して選ぶといいね。

そうね、目的や条件にあった美容室を
選ぶことが、大事だね！



【契約について】

契約は、当事者双方の意思表示が合致することによって成立



(例) <どこで契約が成立するのか?>

1 あれ、欲しかった本が売り切れている (消費者)

2 1,500円のこの本を、取り寄せてください (消費者)

3 ありがとうございます。 (販売店)

4 (後日) ご注文の本が届きました (販売店)

5 この本ですね (販売店)

6 はい、ありがとうございます (消費者)

【契約の成立で、理解してほしいこと】



ね、いい話でしょう！

ええ、まあ・・・



(意思表示をはっきりしないから、承諾したことにしよう・・・)

ポイント

契約は本人の承諾で、
成立する

意思表示をはっきりする

【契約の成立で、理解してほしいこと】



契約する前に、契約書をよく読みましょう

ポイント

契約は、電話や口頭だけでも成立する

契約成立後は、自分の都合だけで一方的にやめられない

えっ、このインターネットは、2年間解約できないの？
解約すると、こんなに違約金がかかるの？

こんな契約とは知らなかった。
契約するのは、簡単だったのに……。



**未成年者契約の
取り消しが
できなくなる！**

【たかがレシート、されどレシート】

- 1 レシートは、もらいますか、もらいませんか？
保存しますか、捨てますか？
- 2 その理由は
- 3 レシートに書かれている内容は
店名・年月日・商品名・金額・個数・店の情報など
つまり、**「契約」に必要な内容**
- 4 売買契約が成立しているのに、なぜレシートが必要なのか

レシートがあることで、消費者の権利が守れる

成年年齢が18歳に引き下げられて、 できること

○ 契約

- ・ クレジットカードを作る
- ・ 消費者金融のカードを作る
- ・ 携帯電話を契約する
- ・ 賃貸物件を借りる
- ・ 住宅ローンを組んで、購入する

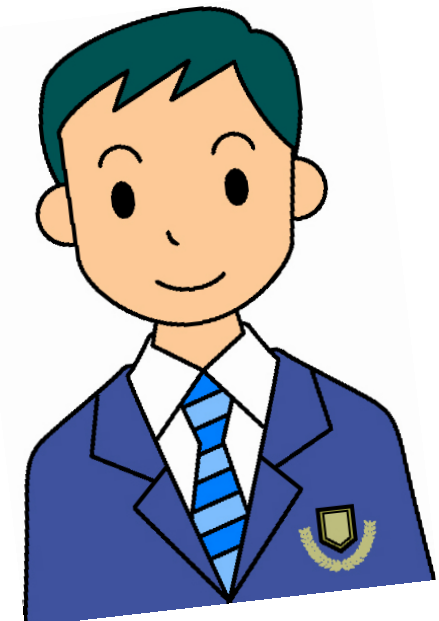
親の同意がなくても、
自分の意志だけでできる。
自己責任ということになる。

○ 結婚する

○ 10年用パスポートを取得する

○ 性同一性障害者の性別変更請求

○ 公認会計士や司法書士などの国家資格の取得



など

18歳になっても、変わらないもの

○飲酒・喫煙

○公営ギャンブル

●パチンコ

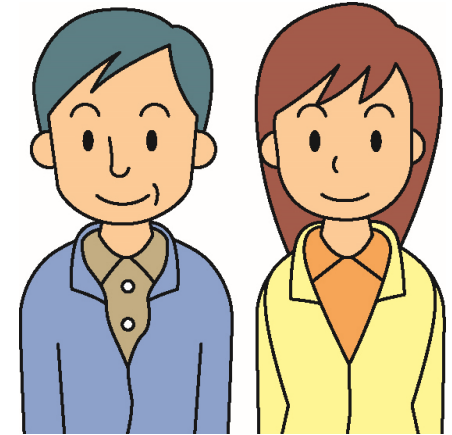
18歳未満 立ち入り禁止
では、18歳になれば・・・

- ・パチンコ店の規則が、高校生の入店を禁止している
- ・学校の規則で、ギャンブル（パチンコ含む）を禁止している



まとめ

あなたを騙そうとする人が
いるかも知れない。
気を付けて！



- 「この話、おかしい！」と**気づく**大人
(怪しんで、立ち止まり、確認する！)
- おかしいと思ったら、**ちゃんと断れる**大人
になってください

自分が経験したり困ったりしたことは、
周りにも伝えてください

【終わりに】

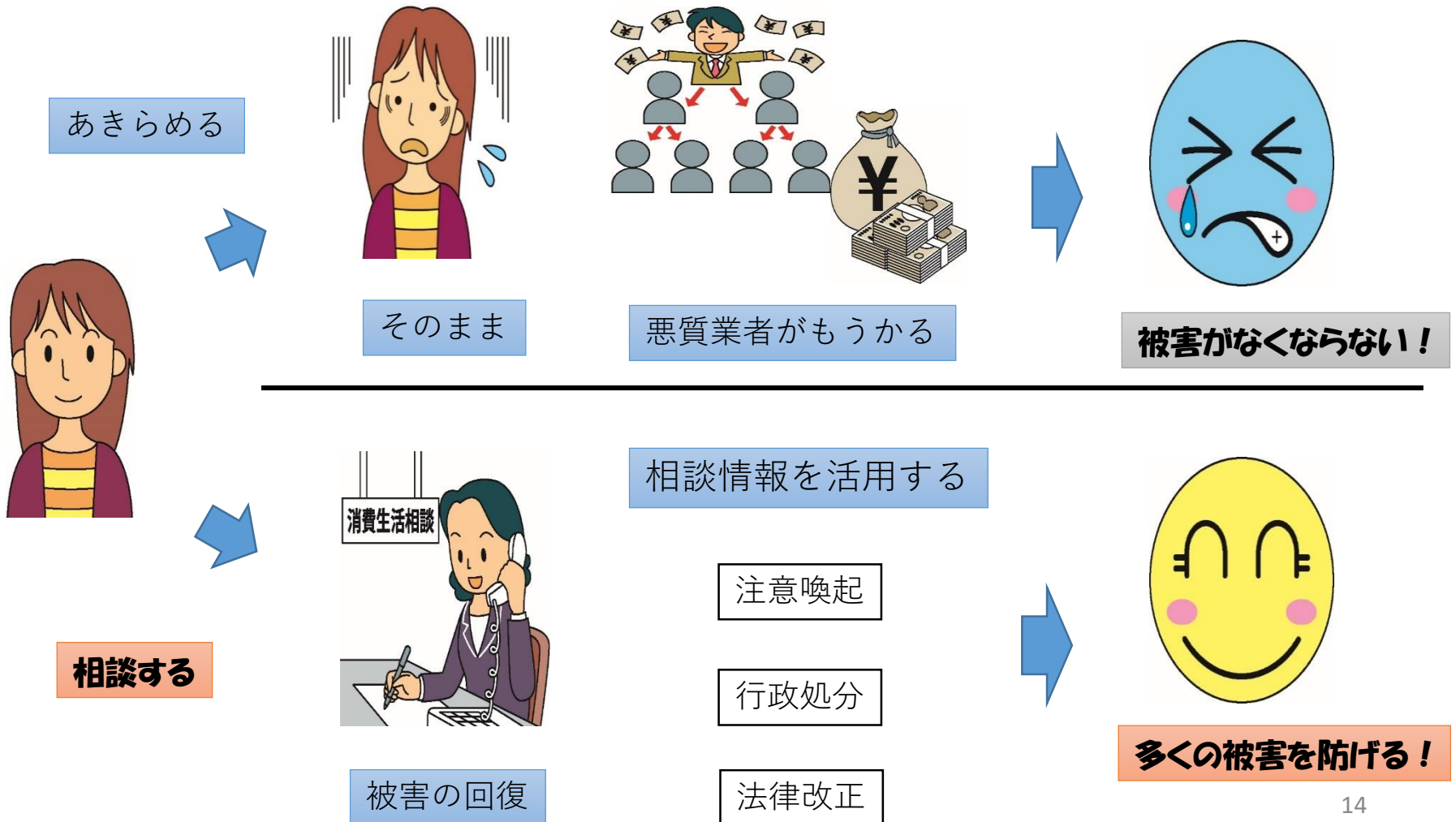
事業者は、あなたが成年になるのを待っています

悪質業者は、逃げます

契約をやめるのにも、期限があります

時間との戦いです！

消費者トラブルは必ず相談しましょう！



困った時は、まず相談！

い や や
188番へ

(各県・市町村の消費生活センター窓口)



熊本県消費生活センター
TEL 096(383)0999

(イラスト：消費者庁)

【参考資料】

- 「18歳成人に向けておとなドリル」
教育図書
- 「成人になるあなたへ」
KKぎょうせい
- 「トキめく未来ひらめく消費者教育」
新潟県高等学校長協会家庭部会
- 「契約を学ぶための資料・高校生向け」
鳴門教育大学 消費者教育推進プロジェクト
- 「消費者トラブルに遭わないために」
ぐんま版消費者教育教材（高校生向け）
群馬県消費生活センター
- 「18歳を迎える君へ」
高校生向け法教育リーフレット（法務省）
- 「18歳になる君へ」（暮らしのご用心）
北海道立消費生活センター